



航空写真(昭和29年)

第1編

第3次鎌倉市総合計画 基本構想

- 第1章 基本理念 …………… P6
- 第2章 将来都市像と将来目標 …… P7
- 第3章 基本構想の基礎的な指標 … P10
- 第4章 基本構想の実現に向けて … P11

第1章 基本理念

わたしたちは、わたしたちのまち鎌倉のもつ資源を生かし、だれもがひとりの人間として尊重され、国際社会の一員としての自覚をもち、ゆとりとうるおいのある生活が送れるよう、これまで市民の手で作りあげてきた「平和都市宣言^{*1}」と「鎌倉市民憲章^{*2}」の精神を基調にしながら、21世紀の新たな時代を切りひらく、市民が主役のまちづくりを進めるため、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

1

市民自治の確立

まちの主権者である市民の英知を集め、
真の地方自治の確立をめざします。

2

人間性豊かな地域づくり

すべての市民が、ともに生き、心のかよいあう、安心して暮らせる、
人間性豊かな地域づくりを進めます。

3

環境共生都市の創造

人と自然が共生し、災害に強い安全なまちづくりをめざす
環境共生都市を創造します。

第2章 将来都市像と将来目標

鎌倉市の
将来都市像

「古都としての風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史をもち、とくに鎌倉幕府が開かれて以来800有余年に及ぶ時代を経た、世界に誇る貴重な歴史的文化的遺産と、明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然環境に恵まれ、住む人や訪れる人を魅了するまちとして歩んできました。

わたしたちは、これら先人が築いてきたかけがえのない資産を守り育て、後世に引き継ぐとともに、これからも鎌倉がふれあいにみちた、人が主役の、魅力あるまちになるよう、まちづくりを進めていかなくはなりません。そして、わたしたち市民が鎌倉に住むことに喜びと誇りを感じるだけでなく、訪れる人も、来てよかった、住んでみたいと感じるまちにしたいと思います。

鎌倉のあるべき将来都市像は、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とします。

この将来都市像の実現に向け、6つの将来目標とその方向を定めます。

1 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち

1 平和を希求するまちをめざします

平和を信条とした世界に誇れるまちをめざします。

2 人権を尊重し、だれもが社会参画できるまちをめざします

一人ひとりの基本的人権が尊重され、人種・国籍・性・出身・障害などによる差別を受けることなく、男女共同参画の理念に基づく社会の実現をはじめ、だれもが社会のあらゆる分野に参画できるまちをめざします。

3 世界に開かれたまちをめざします

世界各都市との交流をとおして地域レベルでの国際理解を深め、市民主体の幅広い国際交流・協力活動を支援するとともに、国籍の違いを越えて、だれもがともに仲良く暮らせるまちをめざします。

2 歴史を継承し、文化を創造するまち

1 歴史環境を保全します

先人から営々と築かれてきた、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保存・活用し、後世に伝えるとともに、日々の生活のなかに息づいている暮らしの文化の保存・継承に努めます。

2 新たな文化を創造・発信します

鎌倉のもつ歴史や文化、さらには、豊かな人材を生かしながら、人の心を豊かにし、まちにゆとりとうるおいを与える文化を創造し、発信するまちをめざします。

3 都市環境を保全・創造するまち

1 みどりの保全・創造・活用を 図ります

市民・滞在者・事業者などの参加・協力のもと、自然環境を基本にしたみどりのネットワークを広げ、地域の特性を生かしながらうるおいとやすらぎのあるまちをめざします。

2 鎌倉らしい都市景観を つくりだします

地域の個性を尊重した都市景観を守り、育て、つくることにより、快適で、魅力的、鎌倉らしい都市空間の創造を進めます。

3 省資源・循環型社会を めざします

良好な生活環境の確保、美しい海岸、古都の風情の保全のため、市民・滞在者・事業者・行政が一体となって省資源・リサイクルを進め、循環型社会をめざします。また、省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギー^{※1}の創出を推進します。

4 健やかで心豊かに暮らせるまち

1 健康で生きがいにみちた 福祉のまちをめざします

すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。

2 子育てしやすいまちを めざします

次代を担う子どもたちが健やかでのびのびと育ち、だれもが安心して子育てができるまちをめざします。

3 豊かな心をもった人間を 育てます

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応するために必要な基礎的・基本的な能力を育み、健康で豊かな心をもった人間の育成をめざすとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。

4 青少年が健やかに成長できる 環境づくりを進めます

次代を担う青少年が人とのふれあいや、地域社会への参加をとおして、心身ともに健やかに成長し、個性豊かな人間形成を図り、自立できるよう、家庭・学校・地域を基盤とする良好な環境づくりを進めます。

5 豊かな生涯学習社会の 創造をめざします

ともに学び、ともに語り、ともに楽しむことをとおして、より豊かな人間性を培い、鎌倉市民としての自覚、生きていることの充実感を市民一人ひとりがもてる生涯学習社会の創造をめざします。

6 気軽にスポーツを楽しめる まちにします

いつでも、どこでも、だれでも、それぞれの生活や環境、健康状態にあったスポーツやレクリエーションを楽しむことができる生涯スポーツを推進します。

※1 「再生可能なエネルギー（再生可能エネルギー）」…再生可能エネルギーの定義は法規などにより異なっているが「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

5 安全で快適な生活が送れるまち

1 災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします

市民の生命と財産を、地震などの各種災害から守る防災に加え、被災時に、その被害を最小限に抑える減災の観点に立ち、災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします。また、犯罪のない明るい社会を築きます。

2 市街地の整備を進めます

魅力ある市街地整備を推進し、市民・事業者のまちづくりを支援していきます。

3 総合的な交通体系をつくりだします

安全で快適なまちをめざした交通環境をつくりだすとともに、交通安全対策を進めます。

4 安全な道路の整備を進めます

歩行者の立場に立った、安心して歩ける道路空間づくりを進めます。

5 快適な住環境をつくりだします

バランスある人口構成の回復をめざしながら、人や環境にやさしい住環境の保全と創造に努めます。

6 下水道の整備とともに、親しまれる河川づくりを進めます

都市基盤施設としての下水道整備を進めるとともに、資源の有効利用をはじめ、浸水対策の推進、水辺環境の整備などを進め、人と自然にやさしいまちにします。

6 活力ある暮らしやすいまち

1 産業の振興により活力あるまちをめざします

農業・漁業従事者の生活安定と後継者の育成を図るため、都市農業・沿岸漁業の振興をめざします。また、鎌倉の特色を生かした商工業の振興を図ります。

2 快適で魅力ある観光をめざします

市民と観光客がともに快適に過ごせる観光地として、魅力ある観光資源の創出と観光を通じての地域の活性化を図ります。

3 勤労者の福祉を充実します

勤労者の生活と福利厚生の上昇を図るため、勤労者福祉の充実に努めます。

4 消費者として暮らしやすいまちをめざします

市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者が安心して生活ができるまちをめざします。

第3章 基本構想の基礎的な指標

1 人口

(1) 鎌倉市の人口は、平成14(2002)年以降、増加傾向で推移してきましたが、推計では、平成26(2014)年をピークに減少傾向に転じ、目標年次の平成37(2025)年には、17万人を下回るものと予測しています。また、年少人口・生産年齢人口の減少や高齢者の増加による少子高齢社会がさらに進展する見込みとなっています。

こうした人口の変化は、市税収入の減少や扶助費の増加につながることから、人口の年齢構成バランスに配慮し、急激な減少を防ぐ人口誘導を図ります。

(2) 鎌倉に住み、働き、学び、また、鎌倉を訪れ、愛し、想うすべての人を「まちづくり人口」としてとらえ、地域の活性化に向けて将来にわたりその確保に努めます。

2 土地利用

(1) 鎌倉の資産である豊かな自然環境と歴史的遺産の保全・活用を基調に、国土利用計画法や都市計画法などに基づく計画を策定しながら、地域・地区の特性を踏まえた総合的かつ計画的な土地利用を図り、安全で快適な生活環境の維持・形成に努めます。

(2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定以来の経過を踏まえ、保全・買上げ・税制などについて、国・県に積極的に働きかけ、立法の趣旨が十分に生かされるよう努めます。

(3) 計画の基礎となる公有地の計画的な確保に努めます。

3 環境

市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承するため、すべての市民が積極的に取り組み、健全な生態系を保持することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築します。

第4章 基本構想の実現に向けて

基本構想の実現に向けて、次の事項を基本方針とします。

1 市民力・地域力

「自分たちのことは自分たちで決める。そして、その責任は自分たちで負う」という自治の原点に立ち、市民や地域が共に考え、創造し、行動するまちをめざします。

そのため、まちづくりの原動力である市民力・地域力がより一層発揮でき、従来からの課題に加え、災害をはじめとした新たな課題の解決が図れる仕組みづくりを積極的に進めます。

(1) 市民参画・協働^{※1}

まちづくりには、まちの主人公である市民の自主的で主体的な参画・協働が不可欠です。市民と行政が目標を共有し、市民の力がまちづくりに発揮されるよう、市政への参画や市との協働を積極的に支援します。それにあたっては、個人情報保護をしながら、市の行財政の資料や情報を積極的に公開し、提供します。

(2) 地域コミュニティの充実

地域の課題を地域の力で解決するために、地域コミュニティの重要性がますます高まっています。地域・地区の個性を尊重したコミュニティの取組を積極的に支援します。

2 地方分権の推進

地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという地方分権の理念に基づき、市民・市議会と一体になって、地方公共団体としての主体性と自治権の確立に努めます。

3 広域的な協力体制

生活圏や交通圏の拡大に伴い、広域的な役割分担と相互協力が重要となっています。

このため、国や県、近隣の地方公共団体はもとより、関係団体・民間企業などと幅広く連携し、関連計画との整合・補完を図りながら、適切な対応に努めます。

4 持続可能な都市経営

少子高齢社会のより一層の進行や厳しさを増す財政状況など、本市を取り巻く社会経済状況は、かつてないほど急激に変化し続けています。多様化・複雑化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、長期的視点に立った総合的かつ計画的な行財政運営に加え、状況の変化に対応できる柔軟な行財政運営が必要となります。

そのため、歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していきます。そして、重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進めます。

※1 「協働」…市民や市民活動団体、企業等と市が互いに対等の立場で、互いの特性や持てる資源を活かしあって、その取り組む課題、目的及びプロセスを共有し、協力して新たな公共サービスの形成や公益性の高い事業に取り組むこと。